

## 令和3年度東京都板橋区一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書について (住民税非課税世帯等への臨時特別給付金支給)

### 1 事業の概要

- (1) 対象となる世帯 次のいずれかに該当する世帯
- ①世帯全員の令和3年度分住民税均等割が非課税である世帯
  - ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の状況にあると認められる世帯(家計急変世帯)
- ※①と②の重複受給は不可。また、①と②のいずれも住民税が課税されている者の扶養親族等のみから構成される世帯を除く。
- (2) 支給額 ①②のいずれも世帯主に対して現金10万円。

### 2 繰越明許にする理由

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、令和3年度第9号補正予算として令和4年1月17日に議決、成立した。

本事業は、住民税非課税世帯の申請期限が令和4年4月30日、家計急変世帯の申請期限が令和4年9月30日までと単年度で終了しない事業となることから、予算の一部を繰り越す。

### 3 令和4年度繰越額

令和3年度予算額	事業費	9,000,000千円	事務費	390,587千円
令和4年度繰越額	事業費	3,361,700千円	事務費	216,300千円

### 4 令和3年度事業費の執行状況

申請者	60,139世帯
支給決定	56,386世帯
支給額	5,638,600,000円(うち家計急変世帯13,200,000円)
※対象者	75,754世帯(令和4年3月31日時点)

### 5 (参考) 事業の実施状況及び今後の予定

- |                         |                 |
|-------------------------|-----------------|
| (1) 対象世帯に対して確認書(申請書)の発送 | 令和4年1月26日       |
| (2) 給付金振込(初回)           | 令和4年2月8日        |
| 以後、3月末まで週1回の振込を実施       |                 |
| (3) 未申請者に対する再勧奨の確認書発送   | 令和4年4月8日以降      |
| (4) 申請期限(住民税非課税世帯)      | 令和4年4月30日(消印有効) |
| (5) 家計急変世帯の申請期限         | 令和4年9月30日(消印有効) |
| (6) 事業終了                | 令和4年12月28日(予定)  |

令和3年度東京都板橋区一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	予算現額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
3 福祉費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給	円 9,390,587,000	円 3,578,000,000	円 0	円 3,578,000,000	円 0